はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの(文部科学省:生徒指導提要)であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点(北九州市立中学校長会)」を作成しました。

本校では、「見直しの視点(北九州市立中学校長会)」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則は PTA 役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

校則の見直しの視点(北九州市立中学校長会)

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日 北九州市立中学校長会

校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、 北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1)検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服(詰め襟、セーラー服等)との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活 点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に 対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生ま れており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況であ る。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対し て意見が出されている現状がある。

そこで,北九州市立中学校長会が主体となり,本件についての検討委員会を立ち上げ,<u>「校</u> 則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し,提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする 人権問題(LGBT q を含む)に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏 まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要 である。

- (2)検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方
- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
- O 短期的には,現在,「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また,生活 点検の在り方については,できるだけ迅速且つ十分に検討する。
- 〇 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委 員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。

なお,校内校則検討委員会等は,既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活 用して行うことを推奨する。

- 3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について
 - (1)過去の校則の役割
 - 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定 を目指してきた。
 - 学校の秩序を維持し,生徒の健全育成を目指してきた。
 - (2) 学校が抱える課題の変化(昭和~平成~令和へ社会が変化)
 - 「荒れ」から「不登校」,「いじめ」などへ変化。
 - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
 - 国籍,性などの多様性への対応へ変化。
 - (3) これからの校則に求められるもの
 - 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
 - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
 - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。
- 4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について
 - (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。

生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。

(2) 公開性を保つ

教職員だけでなく,生徒及び保護者等が校則の見直しに,様々な方法で参画し,内規として閉ざされた校則ではなく,学校・地域・保護者に開かれた校則とする。

(3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。

社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、<u>説得力のある校則を目指す。</u>また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。

- (4) 通知を踏まえる。
 - 〇 平成3年4月 I 0日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し 状況等の調査結果について
 - ・校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
 - ② 思い切った見直しが必要である。
 - ③ 生徒会や学級活動等と連携し,生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
 - 〇 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校 における校則の見直しについて
 - 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
 - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
 - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、 人権の視点をもち、標記の仕方に配慮すること。
- (5)組織として対応する。

校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者 (PTA),地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

5.「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- 校則と生活点検方法についての実態調査
- 現行の校則の収集

【令和3年度】

- •5月 校長会長会にて、経緯説明(会長・指導部長より)
- 6月 校長会校則検討委員会発足(校長会指導部を中心に)
- 6月 各区の校長会より意見を聴取する
- 7月 各区の意見集約

検討委員会で「校則見直しの視点」検討

「校則の見直しの視点」(案)作成後、弁護士等交え意見交換

「校則の見直しの視点」(案)作成

• 9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」(案)提示

→各学校へ周知(説明会実施)

・10月~3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む

必要に応じて、校長会校則検討委員会開催

校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等

校長会検討委が各学校の取組の集約

各学校で, 改正された校則の周知

【令和4年度】

- 各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- 「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

・改正された校則の運用開始

本校の校則(令和6年4月8日現在)

令和6年度 香月中学校【学校生活のきまり】

1 校内生活の1日の流れ

(1)登校

- ①8:25までに登校し、教室に入って着席しておく。
- ②学校を欠席(遅刻も含む)するときは、保護者を通じて学校に連絡を入れる。
- ③登校後は許可なく校外に出ない。⇒無断で出た場合は、別室で指導(保護者連絡)
- ④自転車での通学は禁止する。(休日や部活動も同様とする。)
- ⑤登校中に買い食いをしない。
- ⑥遅刻した場合は、必ず職員室へ行き来たことを先生へ言う。

- (2) 朝自習(8:30~8:40)・朝の会(8:40~8:50)
 - ①自分の席で、静かに朝自習に取り組む。
 - ②1日のスタートなので、落ち着いた雰囲気で学習課題を行う。
 - ③健康観察・朝の会

生徒の健康状態を把握する。(健康観察簿の記入)朝の会は、自分の席に着席し、落ち着いた態度で静かに話しを聞く。

(3)授業(8:55~)

- ①2分前の予鈴のチャイムで学習に取り組めるように移動・準備をする。
- ②始業のチャイムの前に着席する。
- ③授業は、積極的に真剣に取り組む。
- ④授業に必要な学習用具を忘れずに準備する。
- ⑤移動教室の戸締りをきちんとする。(盗難防止・授業エスケープ防止等)

【授業妨害は絶対にしない。※許さない!!】

1. おしゃべり× 2. 音をたてる× 3. 席を離れる×

授業を受ける権利は、みんな平等にあります。その権利を他人が妨害 することはあってはなりません。

一人一人が気持ちよく授業を受けられるようみんなで協力しましょう。

(4)休み時間および昼休み

- ①10分休みは遊ぶ時間ではない。「お手洗いや次の授業のための移動・準備の時間である。」
- ②安全に注意し、公共物を大切にする。
- ③校内で暴れない。また、廊下は走らない。
- ④ガラスや器物等を壊した場合には、すみやかに担任の先生や学年の先生に届ける。
- ⑤ 国体みの終わり(予鈴13:33)までに、各教科連絡担当者は次の日の教科連絡を済ませておく。
- ⑥昼休み後の予鈴(13:33のチャイム)で各教室に戻り、5時間目の準備をする。

(5)給食

- ①ランチョンマット・箸の準備をする。
- ②給食は班単位で食事をする。
- ③給食中(13:00~13:15)までは、教室から絶対に出ない。
- ④給食当番は、各クラスの決められた人数(エプロン・マスクの準備)がそろった ら廊下に並び、決められたルートを通って配膳室へ行く。
 - 配膳室前では、各クラスの最終確認(人数・マスク・エプロン等)を行い、手の消毒をして配膳室へ入る。※決められたルートを通ってクラスに運ぶ。
- ⑤給食が終わったら、主食箱・食缶・食器かご・牛乳箱の返却を忘れない。

(6) 清掃(15:25~15:40)

- ①教室の机・椅子を後ろに下げて、各清掃区域に移動する。
- ②みんなで協力し、校内をきれいにする。掃除用具を大切に扱うよう指導する。

(7)下校(15:50~)

- ①寄り道をせず、すみやかに帰宅する。
- ②一人で帰らず、できるだけ友達といっしょに帰る。
- ③下校中に買い食いを絶対にしない。
- ④交通ルールを守り、安全に気を付けて帰る。
- (※広がって歩いたり、歩きスマホやイヤホンなど危険なことはしない)
- ⑤地域への迷惑行為はしない。
- ⑥不審な人物、車からの声かけには応じない。万一の事態が発生した場合は、逃げる・大声を出す・防犯ブザーをならす、近くの人に助けを求める。
 - ※安全なところに避難し、警察・学校に連絡をする。

(8)全校集会(学年集会)•行事関係•式行事等

- ①代議員が先頭に立ち、出席番号順で整列する。(廊下および体育館等)
- ②服装をきちんと整える。
- ③整列が完了したら、静かに座り 「黙想」 をして待つ。

(9) 所持品について

- ①学校生活に必要のないものは、一切持ってこない。(お菓子・携帯※スマホ・ゲーム・マンガ本・腕時計・化粧品・刃物(カッター不可)・・・等)
- ②貴重品は学校に持ってこない。やむを得ず、現金等を持って来た場合は、朝の会で担任に必ず預ける。
- ③携帯電話(スマートフォン)は、原則として学校への持ち込みは禁止とする。 ただし、「やむを得ない事情」がある場合は、「携帯電話(スマートフォン)学 校持ち込み許可願い」を提出する。
 - →携帯の使用は、校舎内・校内での使用はしない。
 - ■部活動生徒・生徒会生徒についても、携帯電話は顧問が預かるようにする。

(10) 職員室の入室について

- ①原則として、校長室・職員室・事務室は通年で入室を禁止する。
- ②用事がある場合に職員室(校長室・事務室も含む)に出入りする場合は、正しい言葉遣い・態度(服装)で行う。
- ③職員室に用事がある場合は、出入口で「学年・組・氏名」と「用事の内容」をつげる。
- ④部室の鍵は、部活動生徒が職員室前にとりにくる。 ※出入口で「部活名・氏名」と「用事の内容」をつげる。

(11)保健室の入室について

- ①保健室は体調が悪いときやケガをした場合にのみ、<u>担任や学年の先生から許可を</u> **得て利用する。**
- ②利用の際は、必ず 「保健室連絡メモ」が必要となる。
- ③利用について、以下の点を守るようにする。
 - ◆保健室では静かに処置を待つ。
 - ◆保健室では静かに過ごす。

「騒ぐ・暴れる・壊す・先生の指示が聞けない」等が、守れない場合は利用できない。また、用事もなく保健室に居座らないようにする。

- ◆消毒薬や包帯等の使用は先生が行う。自分で勝手に使用しない。
- ◆内服薬は置いていません。
- ◆寝具は先生の許可を受けて使用する。使用後は必ず整頓する。

(12) その他に守ってほしいこと

- ●校内で、入ってはいけない場所(危険な場所等)には行かない。
- ②学校の倉庫や塀・雨戸・屋根など、高い場所には絶対に登らない。危険な行為は しない。
- ❸学校へ登校したら、校外へ出ることはできない。
- ◆他学年のフロア(教室・廊下)には絶対に行かない。用事があるときは、先生に相談する。
- ❺自分のくつは、必ず下足箱へ入れる。
- ●傘は教室に持って上がり、クラスの傘入れに入れる。
 ※盗難防止のため、昇降口には置かない。
- **②**ベランダの使用は危険なため禁止とする。
- ❸無断でのプールへの立入は禁止とする。(※夏休み中に無断で入る卒業生もいる)
- **9**石や危険なものなど、投げて遊んだりしない。
- ●教室や廊下の窓から出入りしない。(※危険な行為はしない)
- ●机や壁などに落書きはしない。
- ❷学校の物(みんなが使うもの)など壊したりしない。※公共の物も同様
- ●放課後、用事もなく残ったりしない。速やかに下校する。
 ※活動や部活動などの邪魔等はしない。
- ●考査期間中など、午後から帰る際(早帰りのとき)は、小学校や地域に迷惑をかけるような行動等はしない。※小学校には行かない。
- ⑩配布されたプリントなどで遊び道具(紙飛行機・紙ボール)などに使用しない。

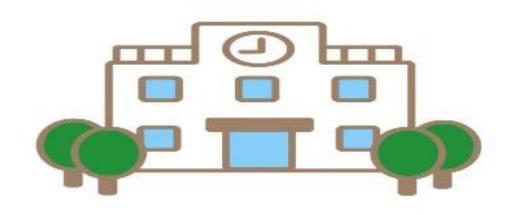
2 校外生活について

- (1)外出については、保護者の責任の下、香月中学校の生徒としての自覚を持った 行動をとる。
- (2) 夜間の生徒同士での外出はしない。(20時以降)
- (3)公共の場での行動には十分注意し、他の人に迷惑をかけないようにする。 ※店内や外周りでも、暴れたり・大きな声を出したりなど。 〔サンリブ・コンビニ・ドラッグストア・公園など〕

- (4) ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等への立ち入りは保護者同伴とする。※午後10時以降は保護者同伴でも入場できません。
- (5) 校外での事故については、大小にかかわらず必ず学校に届ける。
- (6) 交通事故に十分注意する。
 - ①歩道や横断歩道を通行し、交通信号を守る。
 - ②グリーンベルトがある場所は必ずその上を歩く。
 - ②自転車に乗るときは交通規則を守り、安全に注意する。急な飛び出しや2人乗り、夜間の無灯火運転、携帯による片手運転(イヤホン等)等の危険な行為は絶対にしない。
- (7) 水難事故に十分注意する。
 - ①水泳・海水浴・魚釣りなどは、責任のもてる保護者といっしょに行く。
 - ②遊泳禁止場所や釣り禁止場所等の指示は確実に守る。
 - ③池や川、ダム等での水泳は禁止する。
- (8) 危険な遊びをしない。
 - ①エアガン・爆竹等の危険な遊びはしない。(火遊びもしない)
 - ②人の家の近くで打ち上げ花火や大きな音の出る花火はしない。
 - ③刃物などの危険な物を持ち歩かない。
 - ④喫煙や飲酒、薬物(シンナー等)遊びは絶対にしない。
 - ⑤危険な場所(工事現場・空き家・廃墟など)への出入りはしない。また、その 場所で遊ばない。
- (9) アルバイトは原則として禁止する。

(10) その他

- ①金銭の貸し借り、物品の交換は原則としない。
- ②何か被害を受けたらすぐに警察へ届け出て、学校にも連絡する。
- ③携帯電話(スマートフォン)・パソコンのメール、またはホームページ・サイト等に無責任な書き込みや相手を中傷する内容、個人情報に関する内容を書き込まない。※画像や動画についても同様
- ④飲酒・喫煙・シンナー・危険ドラッグなどには絶対に手を出さないこと。



現行標準服とスタンダードタイプの両方から選択可能です。(どちらを選んでもよい。) ※スタンダードタイプに一斉に切り替えるものではではありません。

【服装】八幡東西区中学校標準服のきまり

冬服	上下	黒の詰襟学生服 ・ボタンは『中』入りのものとする ・衿のカラーをつけること 黒色の学生ズボン ・タック等の入っていないものとする	紺色のセーラー服・必ず白帯は着用する・脇や着丈の加工はしないこと紺色のジャンパースカート・スカートは、膝がかくれる長さを保つこと	
	※標準服の下に着るものは特に問わないが派手にならないものとする。(フード付は不可)			
夏服	上	白色のカッターシャツ・ブラウス・開襟シャツ・ポロシャツとする。		
	下	黒の学生ズボン ・タック等の入っていないものとする	本校指定のジャンバースカートで『 k 』入りのもの。 ・スカートは、膝がかくれる長さを保つこと	
	◇ポロシャツは、 <u>白色無地のものとする。ワンポイントは不可。</u>			
	◇カッターシャツ・ポロシャツ等は外に出さず、ズボン・スカートの中に必ず入れること。◇スカートの下に着用するものがスカートの下から出ないようにすること。			

【服装】北九州スタンダードタイプ標準服のきまり

冬 服	上	指定のブレザー (Ⅰ型・Ⅱ型) 下に白色無地のスタンダードシャツを着用
	下	指定の3タイプ
夏服	上	白色無地のスタンダードシャツを着用 ・白色のカッター・開襟シャツは可 ※学校指定のサマーベスト(紺色)も着用可(同様の色・形であれば市販のものでもよい)
	下	指定の3タイプ
	 ◇ポロシャツ(長・半袖)は、スタンダードシャツ又は市販品のものとする。白色無地とし、ワンポイントは不可。 ◇カッターシャツ・ポロシャツ等は外に出さず、ズボン・スカートの中に必ず入れること。 ◇スカート時は、膝がかくれる長さを保つこと。 ◇スカートの下に着用するものがスカートの下から出ないようにすること。 	

【衣替え移行期の服装について】

※衣替え期間をもうけない。各自で判断する。

<注意点>

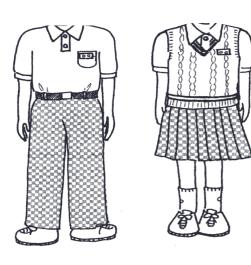
- 冬服の際、現行標準服とスタンダード標準服の組みせての仕様はできません。ただし、夏服時の組み合わせは許可いたします。
- 夏用のサマーベストは、北九州スタンダードタイプ標準服のみの仕様と なります。※現行標準服(夏服用)でのサマーベストの仕様はできません。

(スタンダードタイプ:冬服)





(スタンダードタイプ:夏服)



【その他】

名札	○学校指定の名札を使用する。			
上靴	○学校指定のひも靴(学年によって色が違う)※必ず名前を記名する。また、かかとを折って履かないこと。			
通学靴	○基本的に運動シューズとする。(マジックテープ可)※ブーツやサンダル等は禁止します。			
靴下	○白色・黒色・紺色が好ましい。小さなワンポイント程度は可。 ※派手な色や柄は好ましくない。但し、ルーズソックス等は禁止します。			
通学 カバン	○学校指定のものを使用。(スリーウェイバック・サブバック) ※令和5年度よりリュック型			
防寒着(防寒具)	〈八幡東西区中学校標準服〉 ○学生服の下にセーター・ベスト・トレーナーの着用は許可する。 (フード付は不可) ○カーディガンの着用は許可する。 ※カーディガンは無地の黒色・紺色とする。※形状は学校指定のものに準ずる。 ※原則として標準服の下に着用すること。 ※ボタンは全て留める。 ※着用時には左胸に名札を付ける。(夏用名札 可)			

頭髪について

頭髪は必要以上に手を加えないで、自然で清潔な感じのするもの になるように心がける。

- ①前髪が目にかからないようにする。
- ②頭髪を剃りこんだりしないようにする。
- ③髪を伸ばしている人は、肩にかかった場合、ゴムひも(黒・紺・茶)で必ず結ぶ。 結ぶ場合は、不自然な髪型にしない。
- ④リボンやヘアーバンド、その他の装飾的な物はつけないようにする。 ※大きなピンの使用は禁止する
- ⑤ピン・カッチン止めの使用は認める。ただし、装飾のないものとする。
- ⑥エクステンションや髪の編みこみ・ライン等は禁止する。
- ⑦整髪料を使ったり染色・脱色(ドライヤーのかけすぎによる変色も含む)したり、パーマ等髪型を不自然に変形させたりしないようにする。
- ®ピアスの使用や爪のマネキュア・眉剃り・化粧(色つきリップは禁止)は絶対に しない。

[頭髪で、違反をした生徒]

- 別室に入れて担任および学年職員で指導する。
- 対応(黒スプレー・黒染め等)の対応をしてから教室へ上げる。
- その後、家庭連絡(家庭訪問)し保護者に協力を求める。
- 継続して指導を行っていく。
- ※髪が、肩にかかった場合→貸出し用のゴムで結ばせる。